

STOP the いじめアクションプランの評価（令和7年度）

1 いじめ防止に向けた土台の再構築

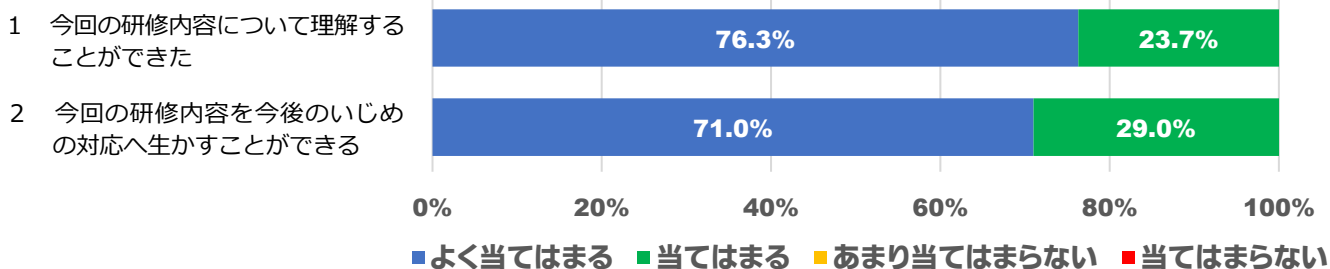
アクション1

「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を活用した研修の実施

○取組状況

- ・ 令和7年4月 新任教務主任を対象とした研修を実施
- ・ 令和7年5月 初任者研修において新規採用教員を対象とした研修を実施
- ・ 令和7年6、7月 新任教頭を対象とした研修を実施
- ・ 令和7年8月 新任校長を対象とした研修を実施
- ・ 研修受講者を対象としたアンケートを実施し、研修の成果を調査

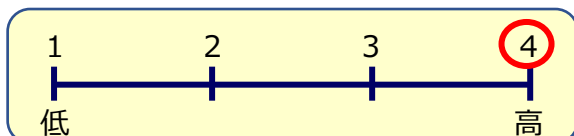
○アンケート結果



○課題と今後の取組

アンケートでは、「1」、「2」の項目とも全ての受講者が「よく当てはまる」もしくは、「当てはまる」と回答し、研修が効果的なものだったと言える。今後も、いじめに関する各種法律やガイドライン等の理解と併せ、学校現場における具体的な対応に関する内容等についても充実を図り、より有意義な研修となるよう努めていく。

○岡崎市教育委員会による自己評価



2 教育委員会の体制強化

アクション2

いじめの未然防止と対応に関する教師のスキルアップ研修の実施

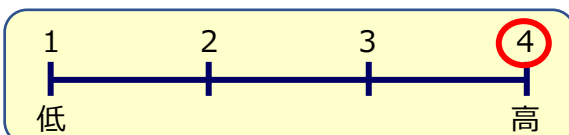
○取組状況

- ・ 令和7年4月 新任保健主事を対象とした、児童生徒理解に係る研修を実施
- ・ 令和7年6月 生徒指導主任及び生徒指導主事を対象とした、児童生徒理解やいじめの対応に係る研修を実施
- ・ 令和7年6月 新任教務主任を対象とした、児童生徒理解や学習指導と生徒指導の一体化に係る研修を実施
- ・ 令和7年7月 教頭を対象とした、組織的な対応力を高めるための研修を実施
- ・ 令和7年8月 新任校長を対象とした、生徒指導提要の理解や発達支持的生徒指導に係る研修を実施
- ・ 令和7年10月 特別支援教育コーディネーターを対象とした、傾聴スキル向上に係る研修を実施
- ・ 令和8年2月 生徒指導主任及び生徒指導主事を対象とした、児童生徒理解やいじめの対応に係る研修を実施

○課題と今後の取組

いじめ問題への対応については、早期発見と迅速かつ丁寧な初期対応、解消までの丁寧な見守りが大切である。しかし、何よりも重要なのは、生徒指導提要に示される「発達支持的生徒指導」に基づくいじめの未然防止である。今年度は、子供たちの充足感を高めるため、確かな子供理解や、学習と生徒指導の一体化に関する研修の充実を図った。今後はより一層、早期発見や初期対応と併せ、未然防止に係る取組を強化していく。

○岡崎市教育委員会による自己評価



アクション3

「いじめ対応支援チーム」の常設

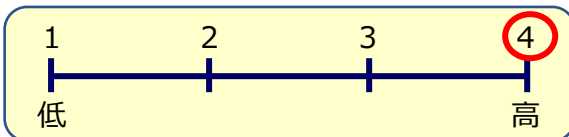
○取組状況

- ・「いじめ対応支援チーム」を岡崎市教育委員会内に常設
- ・学校の要請や子供たち等の状況に応じてチームを迅速に学校に派遣
- ・事案に応じた継続的な支援を実施
- ・児童生徒等の心的ケアが必要な事案には、臨床心理士を派遣

○課題と今後の取組

学校の初期対応の遅れや保護者の不安感を払拭するための説明、解消までの見守り等に課題があり、事態が悪化してしまう事案があった。重大事態に発展しかねない事案が発生したり、その兆候が見られたりした際は、速やかに「いじめ対応支援チーム」の派遣要請をするよう引き続き学校に対して依頼していく。

○岡崎市教育委員会による自己評価



アクション4

子供、保護者及び市民に対する広報啓発活動等の実施

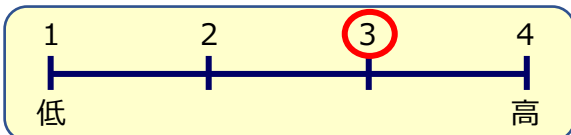
○取組状況

- ・「STOP the いじめアクションプラン」を岡崎市HPに掲載
- ・「岡崎市いじめ防止等のための基本方針」を岡崎市HPに掲載
- ・岡崎市のいじめ防止等に関する情報をQ&A方式で岡崎市HPに掲載
- ・各小中学校に対し、各学校が掲げる「学校のいじめ防止基本方針」を生徒や保護者に周知するよう依頼
- ・「STOP the いじめアクションプラン」に係る令和7年度の取組状況について自己評価を行い、その結果を岡崎市HPに掲載

○課題と今後の取組

「学校のいじめ防止基本方針」については、児童生徒に直接的に関わってくる部分であるため、HPへの掲載だけでなく、紙面で配布したり、児童生徒や保護者に対し説明する場を設けたりするなど、周知方法を工夫している学校が多い。さらに、地域総がかりの生徒指導を目指して、学区の方にも伝わるよう、広報啓発活動の拡充を検討していく。

○岡崎市教育委員会による自己評価



3 学校の体制強化

アクション5

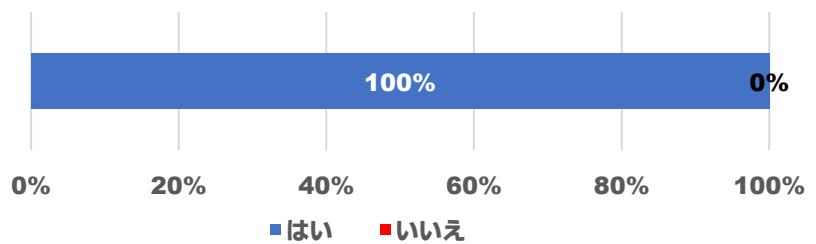
いじめ対策委員会の強化

○評価指針

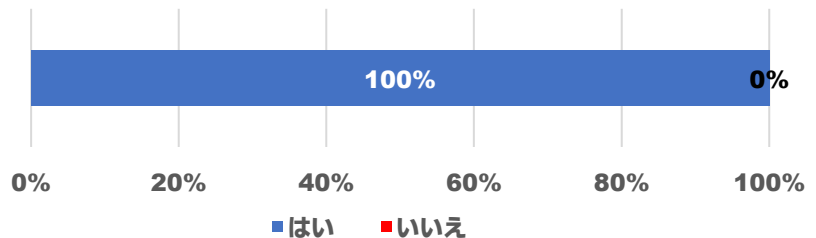
- ①いじめ対策委員会を行った際には、適切に議事録を作成・保管し、その後の指導等に役立てた。
- ②いじめ対策委員会について、定例会だけでなく、いじめが起きたときに機動的・効果的に開催した。
- ③いじめ対策委員会を行った際には、適切に議事録を作成・保管し、その後の指導等に役立てた。

○学校による自己評価

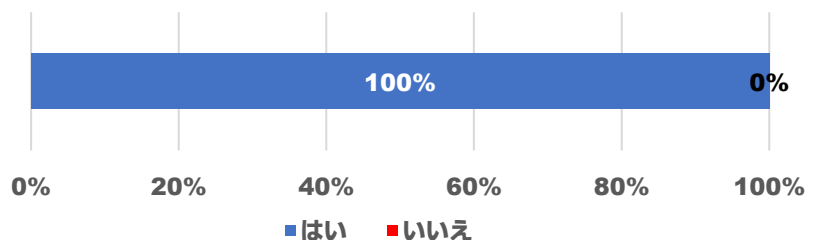
- ① いじめ対策委員会を行った際には、適切に議事録を作成・保管し、その後の指導等に役立てたか？



- ② いじめ対策委員会について、定例会だけでなく、いじめが起きたときに機動的・効果的に開催したか？



- ③ いじめ対策委員会を行った際には、適切に議事録を作成・保管し、その後の指導等に役立てたか？



○課題と今後の取組

各校において、いじめ対策委員会がいじめ対応に機動的、効果的に機能している点が確認できた。今後も各校のいじめ対策委員会がいじめの未然防止や初期対応にとってより効果的な会となるよう、運営の方法や対応のよりよい事例について各校間の情報交換の場を設けていく。

アクション6

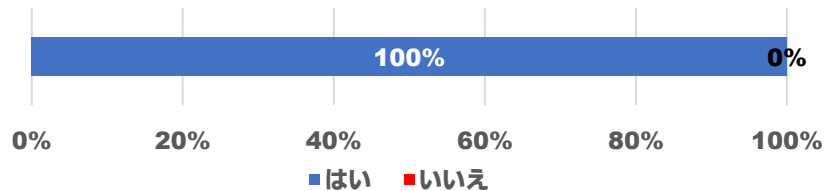
生活アンケートの見直し

○評価指針

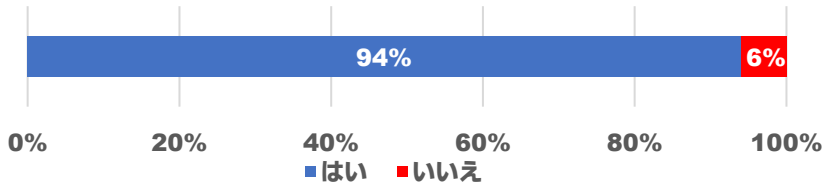
- ①児童生徒のプライバシー保護を重視した実施方法により、子供たちの心の内面にあるものや、いじめの実態を正確に把握できるようにした。
- ②学校の実情や発達段階に応じて質問項目の見直しを行い、児童生徒の状況を正確に把握できるようにした。
- ③保護者アンケートを実施し、保護者からの心配事や気になる情報を把握できるようにした。
- ④いじめの記載があった場合、速やかにいじめ対策委員会を開催して情報を共有し、対策を検討した。

○学校による自己評価

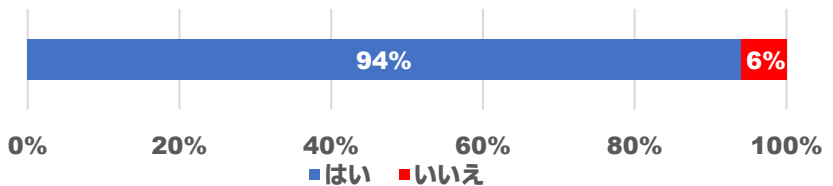
- ① 児童生徒のプライバシー保護を重視した実施方法により、子供たちの心の内面にあるものや、いじめの実態を正確に把握できるようにしたか？



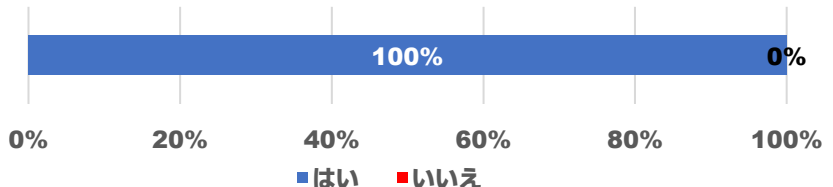
- ② 学校の実情や発達段階に応じて質問項目の見直しを行い、児童生徒の状況を正確に把握できるようにしたか？



- ③ 保護者アンケートを実施し、保護者からの心配事や気になる情報を把握できるようにしたか？



- ④ いじめの記載があった場合、速やかにいじめ対策委員会を開催して情報を共有し、対策を検討したか？



○課題と今後の取組

生活アンケートにおいては、評価指針に示された取組に対し、概ね実施されていることが分かった。引き続き各校に対し、学校や児童生徒の実態に合わせた生活アンケートとなるよう随時見直しを図っていくとともに、保護者へのアンケートも実施し、よりいじめの早期発見につながるよう働きかけを行っていく。

アクション7

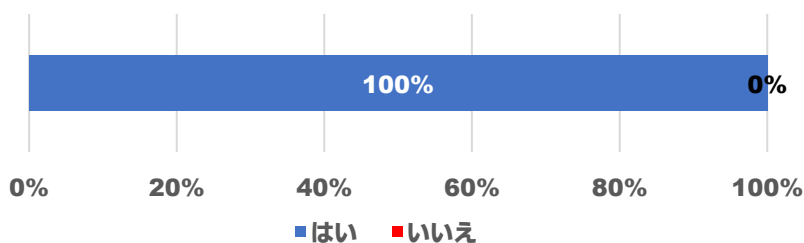
学級集団適応心理検査の効果的な活用

○評価指針

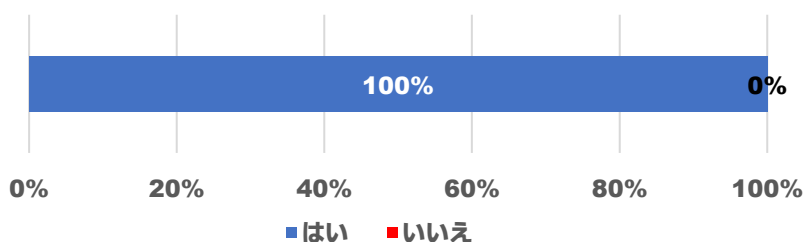
- ①学級集団適応心理検査の活用に関する校内研修を行った。
- ②アセスメントシート等を活用し、学級全体の様子や児童生徒の状況を把握するとともに、その要因や支援方針について分析した。
- ③結果やそれに対する分析を踏まえ、実際の児童生徒に対する指導や支援に生かすことができた。

○学校による自己評価

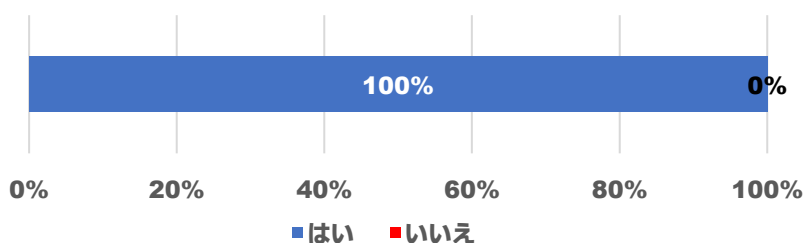
- ① 学級集団適応心理検査の活用に関する校内研修を行ったか？



- ② アセスメントシート等を活用し、学級全体の様子や児童生徒の状況を把握するとともに、その要因や支援方針について分析したか？



- ③ 結果やそれに対する分析を踏まえ、実際の児童生徒に対する指導や支援に生かすことができたか？



○課題と今後の取組

学級集団適応心理検査を効果的に活用することは、いじめの早期発見だけでなく、よりよい学級集団を築くことで子供の所属感や安心感を高め、これがいじめの未然防止にもつながるものである。今後も引き続き、各校における学級集団適応心理検査を基にした児童生徒理解や情報の共有、個別の支援等が効果的に行われるよう働きかけていく。

アクション8

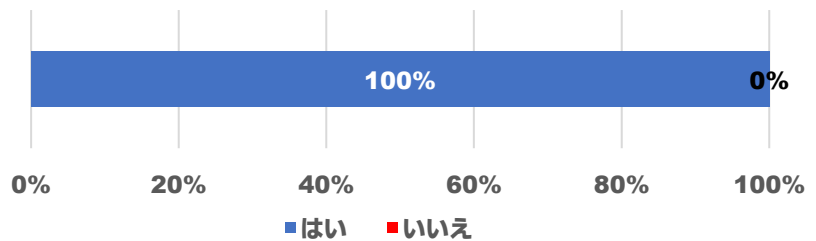
道徳教育の推進及び児童生徒が主体となった自治的活動の推進

○評価指針

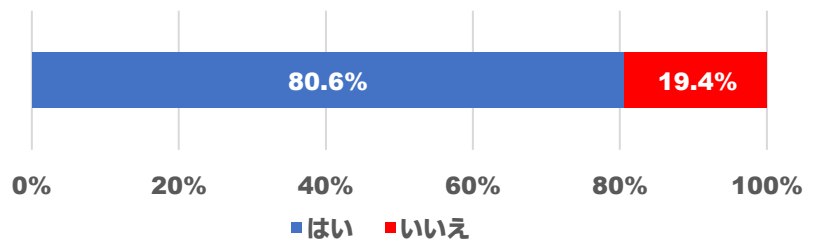
- ①学習指導要領が求める「考え・議論する道徳」に沿って、児童生徒が扱う題材を自分の事として捉え、深く考え、よりよい行動に移すことができるような授業を展開した。
- ②子供たちのいじめに対する問題意識の向上を図るため、児童会・生徒会等、子供たちが主体となって企画・運営する「いじめ防止活動」を実施した。
- ③子供たちの人権に関する意識を高めるため、人権擁護委員やいじめ問題対策連絡協議会の構成員等を、道徳の授業に講師として招いた。

○学校による自己評価

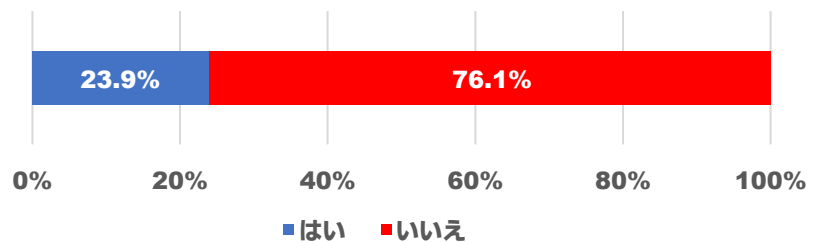
- ① 学習指導要領が求める「考え・議論する道徳」に沿って、児童生徒が扱う題材を自分の事として捉え、深く考え、よりよい行動に移すことができるような授業を展開したか？



- ② 子供たちのいじめに対する問題意識の向上を図るため、児童会・生徒会等、子供たちが主体となって企画・運営する「いじめ防止活動」を実施したか？



- ③ 子供たちの人権に関する意識を高めるため、人権擁護委員やいじめ問題対策連絡協議会の構成員等を、道徳の授業に講師として招いたか？



○課題と今後の取組

学校による自己評価からは、②と③の取組に改善の余地が見られる。子供たちが主体となったいじめ防止の取組や外部の方との関わりは、子供たち自身のいじめに対する問題意識や人権意識を高めるものとなる。今後は、指導的立場の教員や、岡崎市教育委員会による学校訪問等を通じて、各校の道徳教育や自治的活動がより充実するよう、指導助言を行っていく。

アクション9

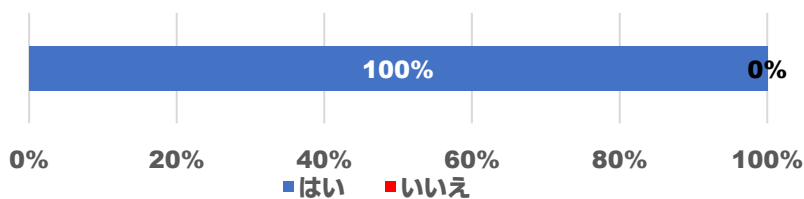
家庭・地域・専門機関との協働

○評価指針

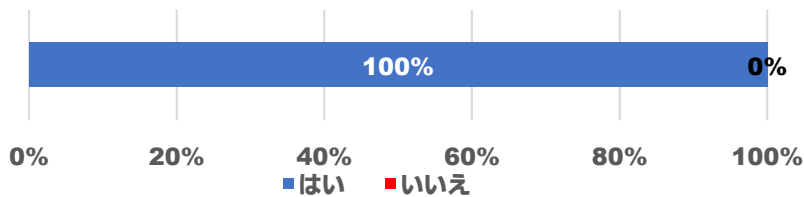
- ①いじめの早期発見や迅速な解決に向けて、保護者対象のアンケートの実施や、保護者会等での情報共有を通じて、協力体制の構築を図った。
- ②いじめの実態について情報共有をしたり、指導・助言を受けたりするなど、民生委員や児童委員、福祉機関等との連携を図った。
- ③児童生徒健全育成協議会を開催し、学校におけるいじめ防止の取組や現状を伝えたり、協議会の委員から助言を受けたりした。
- ④学校外において、いじめの疑いがある子供の状況を見聞きした場合には、学校に通報するよう児童生徒健全育成協議会の委員へ依頼した。

○学校による自己評価

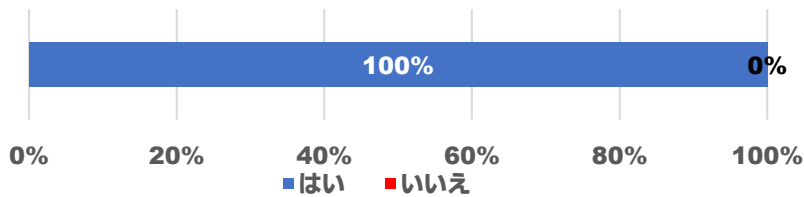
- ① いじめの早期発見や迅速な解決に向けて、保護者対象のアンケートの実施や、保護者会等での情報共有を通じて、協力体制の構築を図ったか？



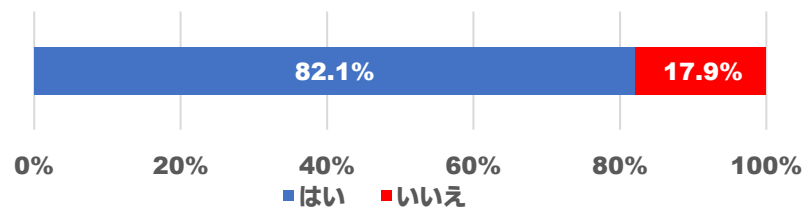
- ② いじめの実態について情報共有をしたり、指導・助言を受けたりするなど、民生委員や児童委員、福祉機関等との連携を図ったか？



- ③ 児童生徒健全育成協議会を開催し、学校におけるいじめ防止の取組や現状を伝えたり、協議会の委員から助言を受けたりしたか？



- ④ 学校外において、いじめの疑いがある子供の状況を見聞きした場合には、学校に通報するよう児童生徒健全育成協議会の委員へ依頼したか？



○課題と今後の取組

いじめ問題への対応に当たっては、家庭との連携が必須となる。また、早期発見やより丁寧な対応のためには、地域や専門機関等と協働することが重要である。引き続き、各校に対し、家庭や地域、必要に応じた専門機関等との連携の必要性を各校に対し伝えていく。